

## 第一章 総則

## 第一節 通則（第一条—第二十三条）

## 第二節 民事調停官（第二十三条の二—第二十三条の五）

## 第二章 特則

## 第一節 宅地建物調停（第二十四条—第二十四条の三）

## 第二節 農事調停（第二十五条—第三十条）

## 第三節 商事調停（第三十一条）

## 第四節 鉛害調停（第三十二条—第三十三条）

## 第五節 交通調停（第三十三条の二）

## 第六節 公害等調停（第三十三条の三）

## 第三章 罰則（第三十四条—第三十八条）

## 附則

## 第一章 総則

## 第一節 通則

## （この法律の目的）

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互議により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

## （調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。（管轄）

第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

2 調停事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知りないとときは、その最後の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は所の管轄に属する。

営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

所が各事件について指定する。  
（民事調停委員）

所が各事件について指定する。  
（民事調停委員）

（調停の場所）

裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき（次項本文に規定するときを除く。）は、申立てにより又は職権で、これを管轄のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めると

ときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

（調停の実施）

裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家庭裁判所手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件では、職権で、これを管轄のある家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。

（調停の申立て）



のとして規定されている特定調停に関する権限

民事調停官は、独立してその職權を行う。民事調停官の職務に關し必要な命令を下すことができる。この場合において、裁判所書記官に対し、その職務を行つて、裁

判所書記官について準用する。

(民事調停官の除斥及び忌避)

**第二十三条の四** 民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一條、第十二條並びに第十三條第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

非訟事件手続法第十三條第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができる。

(民事調停官に対する手当等)

**第二十三条の五** 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の裁決めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

**第二章 特則**

**第一節 宅地建物調停**

(宅地建物調停事件・管轄)

**第二十四節 地代借賃増減請求事件の調停の前置**

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

**第二十四条** 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

2 前項の事件について調停の申立てをしなくて訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、

なければならぬ。前項の事件について調停の申立てをしなくて訴えを提起した者は、まず調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、

その事件を調停に付きなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

**第二十四条の三** 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意(当該調停事件に係る調停の申立て後にされたものに限る。)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適當な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## 第二節 農事調停

(農事調停事件)

**第二十五条** 農地又は農業經營に付随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるもののほか、この節の定めるところによる。(管轄)

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## 第三節 農事調停

(農事調停事件)

**第二十六条** 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(小作官等の意見陳述)

**第二十七条** 小作官又は小作主事は、調停手続の期日に出席し、又は調停手続の期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができる。

(小作官等の意見聴取)

**第二十八条** 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聽かなければならない。

(裁判官の調停への準用)

**第二十九条** 前二条の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(移送等への準用)

**第三十条** 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(過料についての決定)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

**第三章 罰則**

**第六節 公害等調停**

(公害等調停事件・管轄)

**第三章 罰則**

(不出頭に対する制裁)

**第三十三条の二** 自動車の運行によつて人の生命又は身體が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

**第三十四条の三** 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(借地借家調停法等の廃止)

**第一条** この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(施行期日)

**第二条** 借地借家調停法(大正十一年法律第四十号)、小作調停法(大正十三年法律第十八号)、商事調停法(大正十五年法律第四十二号)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十号)は、廃止する。

(從前の調停事件)

**第三十三条** この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお從前の例による。

(調停委員となるべき者の選任等)

**第十四条** この法律施行前に從前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

2 この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、從前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

3 前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項に規定するもののほか、過料についての決定については、非訟事件手続法第五編の規定(同法第百十九条並びに第百二十一条第一項及び第三項の規定並びに同法第百二十条及び第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)並びに刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四条の規定を準用する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十九条 第二十四条の三及び第二十七条から十九号に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

**第三十三条** 第二十四条の三及び第二十七条から十九号に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

**第三十四条** 第二十四条の三及び第二十七条から十九号に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

**第三十五条** 当事者又は参加人が正当な事由がなく出頭しないたいときは、裁判所は、五百万円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

**第三十六条** 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2 前項の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたとき、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(罰則の適用)

2

2	小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。
3	この法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五百円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の規定中「五百円」とあるのは「五百円」とする。「三千円」とあるのは「五千円」とする。
4	この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六条又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九条の規定を適用する。
	附 則（昭和四六年四月六日法律第四二号）

2	この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
3	前項の事件に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。
3	附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八三号）抄
	（施行期日）

2	この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
3	附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八三号）抄
	（施行期日）
1	この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。
2	附 則（昭和四九年五月二十四日法律第五号）

1	この法律は、昭和四十九年十月一日から施行（施行期日）。
2	この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。
3	附 則（昭和四九年五月二十四日法律第五号）
	（施行期日）
1	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
3	附 則（昭和四九年五月二十四日法律第五号）
	（施行期日）
1	この法律（第一条を除く。）は、昭和五十四年法律（施行期日）の施行の日（昭和五十五年十月一日）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
2	附 則（昭和五四年三月三十日法律第五号）抄
	（施行期日）
1	この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。（経過措置）

（令和五年五月一七日法律第二八  
五百九条の規定 公布の日）  
附則抄

卷之三

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。二二一、次つる号に屬する見立は、

一 論名之源流考

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項  
之加えられ故三規定、第二条中刑法第117条全

を加える改正規定及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出  
入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定並びに第二条中出  
定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる部  
分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第  
五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに  
第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四  
十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事取  
容施設及び被収容者等の処遇に関する法律  
(平成十七年法律第五十号)第二百九十三条  
の改正規定、附則第二十八条第二項、第三  
条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中  
少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九  
号）第二百三十二条の改正規定、附則第三十五  
条のうち、刑法等の一部を改正する法律（会  
和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改  
正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百  
四十四条の改正規定の改正規定並びに刑法等  
一部改正法第十一条中少年鑑別所法第二百三十二  
条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三  
十六条及び第四十条の規定 公布の日から起  
算して二十日を経過した日

る改正規定、同法第七編中第四百七十一條の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する協定、附則第十八条（「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する協定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百六十五号）。以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号）。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三项、第八十五条、第八十一条第三项、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十一条の二十一の項の改正規定（「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条规定等の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第二項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定で、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**第四十条** 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なら並前の例による。  
(罰則は関する経過措置)

貝の適用は、いわばなむ前例による。

## 附 則

(令和五年六月一四日法律第五三)

この法律は、公布の日から起算して五年を超  
ては、適用しない。但し、この法律が施行

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、(二)の贍本の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第一項及び第一百五十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十四条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十五条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(二)の贍本の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第

同法第三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（第八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条规定、第三百一十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条规定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と）の下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十二条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定（同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日